

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C製作所（以下「事業場」という。）において自動車の組立製造作業に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、作業速度が遅いという理由で先輩同僚から頭部を2発殴打されたという（以下「本件暴行」という。）。請求人は、本件暴行により負傷したとして、同月〇日、D病院を受診したところ、「外傷性頸部症候群、頭部打撲、頸部痛」と診断され、同年〇月〇日に、同病院の耳鼻咽喉科において「左伝音難聴、外傷性耳小骨離断の疑い」、同月〇日には脳外科において「めまい感」、さらに、同年〇月〇日には神経内科で「顔面けいれん、顔面神経障害、顔面神経麻痺の疑い」とそれぞれ診断された。その後、請求人は、E病院を受診し、同年〇月〇日耳鼻咽喉科で「左感音難聴、ビタミンB₁₂欠乏症、末梢神経障害、滲出性中耳炎の疑い、耳硬化症の疑い」と診断され、同月〇日には、同病院の整形外科で「外傷性頸部症候群」、神経内科で「末梢性顔面神経麻痺」と、それぞれ診断された（上記両院で診断された傷病をまとめて、以下「本件傷病」という。）。

請求人は、本件傷病を発症したのは本件暴行が原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したとこ

ろ、監督署長は、被災者に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件暴行と本件傷病の関係について、請求人は、本件暴行による請求人への衝撃は激しく、当該衝撃を軽度であるという先入観が医師の診断を誤らせているとして、両者の間には因果関係が存在すると主張するので、以下検討する。

(2) 請求人は、本件暴行の強度について、「請求人がよろめくほどではなく、ヘルメットもずれることはなかった」とするFの申述は否定はしないものの、それは請求人が力を受け流すように動いたからであり、Fの腕力を考慮すると、暴行による衝撃の程度は軽度とはいえない旨を主張する。

しかしながら、本件暴行は、Fがヘルメットの上から素手で叩いたに過ぎないものであり、請求人はその後、業務に復帰し、翌日も勤務しており、さらにその際には「特段の痛みはなかった」と述べていることから、当審査会としても本件暴行による請求人への衝撃は軽度なものであったと判断する。

(3) 念のため、各医師の所見をみると次のとおりである。

ア 左伝音難聴、左感音難聴、外傷性耳小骨離断の疑いなどと診断された傷病については、G医師は、「本件暴行との因果関係は不明」と述べ、H医師は、左耳の聴力は感音難聴で徐々に進行し、外リンパ瘻を疑うが本件暴行との関連性は特定できない。ティンパノグラムはA dであるが、聴力検査との相関性がないよううかがわれる。耳小骨離断は、通常聴力低下は進行せず、否定的である。」と述べ、I医師は、「CT所見上耳部の明らかな異常はみられない。災害状況から、本件暴行による身体的に明らかな障害はみられないと思われる。」と述べている。

イ 顔面けいれん、顔面神経障害、顔面神経麻痺の疑いなどと診断された傷病について、J医師及びG医師は、本件暴行との因果関係は不明と述べている。

ウ 頸部打撲・外傷性頸部症候群などと診断された傷病について、K医師は、本件暴行との因果関係は不明と述べ、I医師は、「本件の災害状況から考えて、本件暴行による身体的に明らかな障害はみられないと思われる。」と述べ、L医師は、頸椎由来の異常は画像所見より考えにくいと述べている。

エ 頭部打撲と診断された傷病について、M医師は、「頭痛、後頭部痛、外観上明らかな外傷（一）、神経学的所見なし」と述べ、I医師は、「CT所見上頭部の明らかな異常はみられない。災害状況から、本件暴行による身体的に明らかな障害はみられないと思われる。」と述べている。

オ なお、N医師は「左聴力低下や左耳鳴の発症と本件暴行との関連性を否定できない」と述べ、M医師も「頭部を叩かれ頸椎が振られることで捻挫したものと思われる」と述べているが、いずれも「否定できない」、「と思われる」との表現に留まるものであり、本件暴行と本件傷病との間の相当因果関係を認めたものとは判断できない。

カ その他の症状についても、当審査会において、一件記録を精査したが、本件暴行との因果関係を明確に認める医学的所見は認められない。

(4) 以上のとおり、本件暴行の発生状況や請求人の症状及びその後の経過に照らすと、当審査会としても本件暴行と本件傷病との間に相当因果関係はないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休

業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。